

令和4年6月28日

宮城県上工下水一体官民連携運営事業  
モニタリング結果月次報告書  
(令和4年4月度)

宮城県企業局水道経営課

実施契約書第69条第1項に基づき実施した、宮城県上工下水一体官民連携運営事業の運営状況に係る令和4年4月度のモニタリング結果は下記のとおりです。

記

1. 経営に係る業務

- ・ 法人及び全ての事業において、要求水準を満足していることを確認した。

2. 維持管理に係る業務

(1) 水道用水供給事業

- ・ 全ての事業において、要求水準を満足していることを確認した。

(2) 工業用水道事業

- ・ 全ての事業において、要求水準を満足していることを確認した。

(3) 流域下水道事業

- ・ 阿武隈川下流流域下水道事業の水質試験および水質管理に関して、悪質排水の流入等の事実を確認した場合には、放流水質基準の達成、未達に関わらず、県に速やかに報告することとしており、今回、BODについて超過する日があったが、県への報告が行われなかったことを指摘した。今後は速やかに県に報告し、必要な対応を行うことを確認した。なお、放流水質にかかる要求水準は満足していることを確認した。

3. 改築に係る業務

(1) 水道用水供給事業

- ・ 大崎広域水道事業及び仙南・仙塩広域水道事業の改築体制に関して、設計図書作成業務の委託実施において、管理技術者及び照査技術者には技術士等の有資格者の配置を求めているが、照査技術者の資格が確認できなかったことから、令和4年5月31日付けで有資格者を配置するよう指示し、同年6月3日付けで適切な資格を有する照査技術者に変更されたことを確認した。なお、当該設計業務は照査段階に至っていなかったことから、実務上の影響は無かった。

## (2) 工業用水道事業

- ・ 仙台北部工業用水道事業、仙塩工業用水道事業及び仙台圏工業用水道事業の改築体制に関して、設計図書作成業務の委託実施において、管理技術者及び照査技術者には技術士等の有資格者の配置を求めているが、照査技術者の資格が確認できなかったことから、令和4年5月31日付けで有資格者を配置するよう指示し、同年6月3日付けで適切な資格を有する照査技術者に変更されたことを確認した。なお、当該設計業務は照査段階に至っていなかったことから、実務上の影響は無かった。

## (3) 流域下水道事業

- ・ 全ての事業において、要求水準を満足していることを確認した。

## 4. その他の業務

### (1) 土地、建築物及び工作物等貸付業務

- ・ 当月において、該当する項目は無かった。

### (2) 関連業務

- ・ 全ての業務において、要求水準を満足していることを確認した。

### (3) 任意事業

- ・ 当月において、該当する項目は無かった。

## 5. 参考資料

- ・ 県によるモニタリング確認様式 一式
- ・ 水質検査結果 一式

以上